

## 東京都との連絡協議会幹事会の構成員の指名について

平成27年8月6日  
 内閣官房副長官決裁  
 平成28年4月21日  
 一部改正  
 平成28年7月21日  
 一部改正  
 平成29年4月26日  
 一部改正  
 平成29年7月26日  
 一部改正  
 平成30年6月15日  
 一部改正  
 平成30年11月5日  
 一部改正  
 平成31年4月17日  
 一部改正

東京都との連絡協議会の開催について（平成27年7月24日2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議議長決定）第4項の規定に基づき、東京都との連絡協議会幹事会の構成員を、次のとおり指名する。

## （関係府省庁）

内閣官房内閣審議官  
 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官  
 内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）  
 警察庁長官官房審議官（東京オリンピック・パラリンピック担当）  
 復興庁統括官  
 総務省大臣官房総括審議官  
 消防庁次長  
 出入国在留管理庁次長  
 外務省国際文化交流審議官  
 財務省大臣官房総括審議官  
 スポーツ庁次長  
 文化庁次長  
 厚生労働省政策統括官（総合政策担当）  
 農林水産省食料産業局長  
 林野庁次長  
 経済産業省大臣官房商務・サービス審議官  
 国土交通省総合政策局長  
 観光庁次長  
 環境省総合環境政策統括官

## （東京都）

東京都技監  
 東京都政策企画局長  
 東京都財務局長  
 東京都生活文化局長  
 東京都オリンピック・パラリンピック準備局長  
 東京都都市整備局長  
 東京都環境局長  
 東京都福祉保健局長  
 東京都病院経営本部長  
 東京都産業労働局長  
 東京都建設局長  
 東京都港湾局長  
 東京消防庁消防總監  
 東京都交通局長  
 東京都下水道局長  
 東京都教育委員会教育長  
 警視庁副總監